

## エピコマネー利用規約変更内容

2020年6月1日よりエピコマネー利用規約を変更いたしますのでお知らせいたします。

規約変更に関するお問い合わせがございましたら、お手数ですがフジ・カードサービス(TEL 0120-123-452)までご連絡いただきますようお願いいたします。

現行規約(2020年6月1日改定前)		変更規約(2020年6月1日改定後)	
第1条 (目的)	本規約は、株式会社フジ・カードサービス(以下、「当社」という。)が管理運営するエピコマネーによるお取引について規定するもので、利用者がエピコマネー加盟店(株式会社Aコープ西日本及び株式会社Aコープ西日本と提携した加盟店、以下「加盟店」という。)でエピコカードを使用してエピコマネーを利用するにあたり、適用されるものとしします。なお、エピコマネーサービスに付随又は関連して当社又は加盟店が提供するサービスについては、本規約とあわせて当社又は加盟店が別に定める規約が適用されるものとしします。	第1条 <u>(総則)</u>	(1)本規約は、株式会社フジ・カードサービス(以下、「当社」という。)が管理運営するエピコマネーによる取引について規定するもので、利用者がエピコマネー加盟店(株式会社Aコープ西日本及び株式会社Aコープ西日本と提携した加盟店、以下「加盟店」という。)でエピコカードを使用してエピコマネーを利用するにあたり、適用されるものとしします。 (2)エピコマネーサービスに付随又は関連して当社又は加盟店が提供するサービスについては、本規約とあわせて当社又は加盟店が別に定める規約が適用されるものとしします。 <b><u>(3)利用者は、当社が作成する本規約が適用されることに同意します。</u></b>
第12条 (エピコマネー一付きカードの紛失・盗難等時の再発行)	(1)紛失・盗難によりエピコマネー付きカードが再発行された場合、当社によるエピコマネー付きカードの利用停止措置が完了した時点のエピコマネー残高が、再発行されたエピコマネー付きカードに引き継がれるものとしします。なお、再発行までにエピコマネー残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。 (2)利用者が、エピコマネー付きカードの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、利用者は了承するものとしします。なお、利用停止措置が完了する前に、エピコマネー残高を第三者に利用された場合、又は、 <b><u>その他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとしします。</u></b> (3)紛失・盗難によるエピコマネー付きカードの再発行の手続及び再発行手数料はカード会員規約に準ずるものとしします。	第12条 (エピコマネー一付きカードの紛失・盗難等時の再発行)	(1)紛失・盗難によりエピコマネー付きカードが再発行された場合、当社によるエピコマネー付きカードの利用停止措置が完了した時点のエピコマネー残高が、再発行されたエピコマネー付きカードに引き継がれるものとしします。なお、再発行までにエピコマネー残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。 (2)利用者が、エピコマネー付きカードの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、利用者は了承するものとしします。なお、利用停止措置が完了する前に、エピコマネー残高を第三者に利用された場合、又は、 <b><u>その他何らかの損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いかねます。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負いかねます。)</u></b> (3)紛失・盗難によるエピコマネー付きカードの再発行の手続及び再発行手数料はカード会員規約に準ずるものとしします。

<p>第13条 (加盟店との紛議)</p>	<p>(1) 利用者が、エピコマネーサービスを利用して購入又は提供を受けた商品等について、返品・<u>瑕疵</u>・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、利用者と加盟店との間で解決するものとします。</p> <p>(2) 前項の場合においても、利用者は、当社及び当該加盟店に対し、エピコマネーの利用の取消等を求めることはできないものとします。</p>	<p>第13条 (加盟店との紛議)</p>	<p>(1) 利用者が、エピコマネーサービスを利用して購入又は提供を受けた商品等について、<u>返品・欠陥(商品等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの)</u>等の取引上の問題が発生した場合については、利用者と加盟店との間で解決するものとします。</p> <p>(2) 前項の場合においても、利用者は、当社及び当該加盟店に対し、エピコマネーの利用の取消等を求めることはできないものとします。</p>
<p>第15条 (規約の変更)</p>	<p>(1) 当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、利用者がチャージ、エピコマネーサービスを利用した商品等の購入、エピコマネー残高を照会した場合には、当社は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p> <p>(2) 前項の告知がなされた後、利用者が退会することなく30日を経過した場合には、当社は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p>	<p>第15条 (規約の変更)</p>	<p><u>(1) 当社は、以下の各号に該当する場合には、本規約を変更することがあります。</u></p> <p><u>①変更の内容が利用者の一般の利益に適合する時</u></p> <p><u>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである時</u></p> <p><u>(2) 前項に基づく変更にあたっては、当社が効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び開始時期を、当社のホームページにてあらかじめ公表します。</u></p> <p><u>(3) 当社は本条第1項から第2項に定める方法のほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法、その他の適切な方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には、利用者は当該周知の後に本規約に係る取引を行った時は変更事項を承諾したものとします。</u></p> <p><u>(4) 前項に基づく本規約の変更に異議がある利用者は、エピコマネー付きカードの退会の申し出を行うことができ、株式会社Aコープ西日本はこの申し出を承諾します。</u></p>